

33 学部・予科・専門部授業料の月割分納制廃止および専門
部学科課程変更にもなう学則改正の件認可
〔昭和十七年七月〕

東專二八五号	
〔注記1〕	〔注記2〕
決定	七月十四日
裁	文書課長
〔辰原〕	〔田中〕
送	7月22日
発	起案者

(注記3) 昭和十七年六月二十九日起案

- 事務官 (寺中) (久住)
- 学務課長 (伊藤) (小島)
- 専門学務局長 (永井) (浅見)
- 次官 (菊池) (水野) (前田) (佐藤) (本山)
- 佐藤督学官 (前田カ)
- 教員検定委員会第(一)(二)(三)部 (抹消) (加筆)

(注記4)

学則中変更認可ノ件

案ノ一

(注記5) 昭和十七年五月十八日附申請学則中変更ノ件認可ス
年六月三十日 中央大学 文部大臣

〔 F 札 1 〕

(備考)

従来学費納入ハ年額ヲ三期分納ヲ原則トシ、事情ニ依リ月割分納ヲ許スコトセルモ、月割分納ノ必要ナキモノト認メタルニ依リ之ヲ削除セントス

(学則第三十二条及第五十五条改正)

案ノ二

中央大学専門部設立者

財団法人 中央大学

昭和十七年五月十八日附申請学則中変更ノ件認可ス

年 月 日 文 部 大 臣

(備考)

一、専門部中経済学科及商学科課程ノ改正ニシテ

1. 商学科ニアリテハ、今回高等商業学校標準教授要綱ヲ基礎

トシテ時局ニ対応スル様学科課程表ヲ改正セントス

2. 経済学科ニアリテハ、商学科ノ学科名称ノ改称ニ伴ヒ之ト

同一ニセンガ為ナリ

(別紙新旧対照表参照)

二、従来授業料納入方法ハ三期分納ヲ原則トシ事情ニヨリ月割

分納ヲ認メタルガ月割分納ノ必要無之為之レヲ認メザルコト

、ス

(第三十条改正)

(注記6)

昭和拾七年五月拾八日

中央大学学長 林 頼三郎 印

(注記7)

文部大臣 橋田邦彦殿

(注記9)

学則改正ニ関スル件

本大学学則左案ノ通り改正シ昭和十七年四月ヨリ適用致度候ニ付御認可相成度此段及申請候也

中央大学学則

一、第三十二条第一項但書及第二項ヲ削ル

一、第五十五条第一項但書及第二項ヲ削ル

従来授業料ニ付テハ事情ニ依リ分納ヲ許可シタルモ其ノ必要ヲ認メザルニ依リ第一項但書ヲ削除シ従ツテ第二項モ削除ス

附則

一、本則改正ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存

スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ従前ノ規定ニ依ル

中央大学専門部設立者

昭和拾七年五月拾八日 財団法人中央大学

理事長 林 頼三郎 印

中央大学専門部設立者

中央大学学長 林 頼三郎 印

(注記10)

文部大臣 橋田邦彦殿

〔(下札2)〕

第二学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限リ必修トシテ之ヲ課ス

専門部商学科学科課程配当表改正案

第一学年

- 必修科目 (新)
- 修身 一
- 商業概論 二
- 簿記 三
- 商業出二
- 国漢〃一
- 經濟原論 二
- 貨幣論 二
- 統計学 二
- 經濟地理 二
- 法学通論 二
- 憲法 二
- 民法 二
- 英 語 六

- 必修科目 (旧)
- 修身 一
- 商業通論 二
- 商業簿記 三

(注記14)

(加筆)
〔論理・心理〕
又ハ哲学概論二

(総則)
物權

- 英 語 四
- 商業英語 二

教 練 二

經濟史 二

工業概論 一

計三二

○随意科目

- (抹消) 論理・心理 二
- (抹消) 哲学概論 二

(注記15)

特別英語 二

第二外国語 二

(独・仏・支)

教 練 二

論理・心理 二

哲学概論 二

計三四

○随意科目

数 学 二

特別英語 二

第二外国語 二

(独・仏・支)

第二学年

(新)

○必修科目

- 修身 一
- 經營經濟学 二
- 簿記 三

(原価計算ト工業簿記)

商業数学 二

商品学 二

交通論 二

金融論 二

經濟政策(業商) 二

景気論 二

(旧)

○必修科目

- 修身 一
- 經營学 二
- 銀行簿記 二

商業算術 二

商品学 二

外国為替関稅 二

銀行論 二

商業政策 二

景気変動論 一

民法四

(物権・債権)

商法二

(総則・商行為)

商業英語二

英語四

教練二

民法二

(債権)

商法四

(総則・商行為)

商業英語二

英語四

教練二

商業史二

經濟事情二

計三四

○随意科目

教育学二

第二外国語二

○随意科目

教育学二

第二外国語二

第三学年

(新)

○必修科目

修身一

会计学二

監査論一

貿易実務二

取引所論二

保険論二

配給論二

(旧)

○必修科目

修身一

会计学二

原価計算及監査二

貿易実務二

取引所論二

保険論二

配給組織論二

經濟政策^(業工)二

財政学二

商法三

(会社・手形)

商業英語二

英語四

珠算二

教練二

東亞經濟論二

計三一

交通政策二

財政学二

商法二

(海商・手形)

商業英語二

英語四

珠算二

教練二

企業金融論二

計三一

廣告論一

○随意科目

教授法二

第二外国語二

○随意科目

教授法二

工業概論二

第二外国語二

説明

經濟学科ニ於テハ商学科ノ学科名称ノ改称ニ伴ヒ之ト同一ニスル為第二学年ノ銀行論ヲ金融論、經營学ヲ經營經濟学ト改メ第三学年ニ於テハ保險学ヲ保險論、配給組織論ヲ配給論ト改称スルコトトセリ

昼間部ノ体操ハ之ヲ教練ト改ム

専門部商学科ニ於テハ今回高等商業学校標準教授要綱ヲ基礎ト

シ時局ニ対応スル様学科課程表ヲ改正スルコトトセリ而シテ学
科目ノ名称ヲ改メタルモノ

新名称	旧名称
商業概論	商業通論
簿記	商業簿記
一年 經濟史	商業史(二年配当)
(特別英語 第二外国語(独仏支))	外国語(英独仏支)
經營經濟学	經營学
簿記(原価計算 工業簿記)	銀行簿記
商業数学	商業算術
二年 金融論	銀行論
經濟政策(商業)	商業政策
景気論	景気変動論
第二外国語(独、仏、支)外 国 語(英独仏支)	
保險論	保險学
三年 配給論	配給組織論
第二外国語(独、仏、支)外国語(英独仏支)	
新設	廃止
工業概論	数 学
一年 國語漢文(商業学校出身)	
交通論	交通政策(二年配当)
二年 經濟事情	
	外国為替及関税

社会ノ状勢ニ応シ学科目ヲ新設又ハ廃止シタルモノ

三年 經濟政策(工業) 企業金融論
東亜經濟論 廣告論

以上ノ外学科ノ内容及毎週ノ教授時間數ヲ変更セルモノハ

第一学年ニ於テハ從來商業英語ヲ普通英語ト區別シテ教授シタルモノヲ區別スルコトナク単ニ英語トシテ二時間ヲ増シ第二学年ヨリ區別スルコトトシ且ツ隨意科目中ノ外国語(英独仏支)ノ英語ハ一学年ニ限り特ニ英語学力劣レルモノノミニ課(特別英語)シ他ノ独仏支ハ二学年三学年ニモ課スルコトトセリ

(注記16)

又民法ハ二時間ニ減ジテ總則ノミヲ課シ物權法ハ二学年ニ操リ下ゲ(抹消)論理心理及哲学ハ之ヲ隨意科目トセリ、又商業学校出身者ニハ簿記ノ時間ヲ一時間減ジテ之ヲ國漢ニ充ツルコトトセリ第二学年ニ於テハ民法(債權)二時間物權ヲ加ヘテ四時間トシ商法(總則・会社)四時間ヲ二時間ニ減ジテ会社法ハ三年ニ操リ下グ

第三学年ニ於テハ原価計算ハ第二学年簿記ノ内ニ於テ教授スルヲ適當ト認メ監査論ノミヲ一時間課シ商法(手形)二時間ハ之ヲ三時間ニ増シテ会社法、手形法ヲ課シ海商法ハ之ヲ割クコトトセリ

昼間部ノ体操ハ之ヲ教練ト改ム

二、第三十条第一項但書及第二項ヲ削ル

從來認メタル授業料ノ月割分納ヲ認メザルコトニセントス

附則

一、本則改正ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ從前ノ規定ニ依ル

(表紙)

中央大学学則

大学学部
大学予科
専門部

(加筆)
〔専門部〕

〔中央大学校舎〕写真・「創立五十周年記念講堂」写真省略

中央大学学則

第一章 総 則

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ予科ヲ附置ス

第三条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ

予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜間部ヲ第二予科トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時

休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日 曜 日

大 祭 祝 日

大学記念日(七月八日)

第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ

合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十条ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第七条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部ニ從ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

第二章 学 部

第八条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第一節 学科課程

第九条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一 法学部

科 目	第一 学 年		第二 学 年		第三 学 年	
	毎週授業時間数	科 目	毎週授業時間数	科 目	毎週授業時間数	科 目
必修科目						
憲 法	二	行政法総論	二	行政法各論	二	

民法総論	三	物権法第一部	二	手形法	二
物権法第一部	二	債権各論	三	保 險 法	二
債権総論	三	相 続 法	二	海 商 法	二
親 族 法	二	商 行 法 為 總 則 法 則	二	民 事 訴 訟 法 第 六 編 以 下	二
刑 法 総 論	三	社 会 社 法	二	民 事 演 習	二
經 済 学	二	刑 法 各 論	二	刑 事 演 習	二
外 国 法 (英)	六六	民 事 訴 訟 法 第 一 編	二	外 国 法 (英)	四四
		民 事 訴 訟 法 第 二 編 乃 至 第 五 編	二		
		刑 事 訴 訟 法	三		
		民 事 演 習	二		
		刑 事 演 習	二		
		外 国 法 (英)	四四		
必修科目中外国法へ入学ノ始ニ於テ英法、独法ノ一ヲ指定シ届出ツ ルコトヲ要ス					
選 択 科 目					
法 制 史	二	国 際 公 法	二	法 律 哲 学 (法 律 学 史ヲ含ム)	二
社 会 学	二	刑 事 政 策	二	国 際 私 法 (共 通 法 ヲ含ム)	二
		法 制 史	二	破 産 法 (和 議 法ヲ 含ム)	二
				財 政 学	二
選 択 科 目ハ 学 年 ノ 始 ニ 於 テ 第 一 学 年 第 二 学 年 ハ 一 科 目、 第 三 学 年 ハ 二 科 目ヲ 選 択 シ テ 届 出 ツ ル コ トヲ 要 ス					
随 意 科 目 (選 択 科 目 中 自 己ノ 選 択 セ サ ル 科 目 及 經 済 学 部、 商 学 部ノ 各 科 目ハ 第 十 條ニ 依 リ 隨 意 科 目ト シ テ 修 学 ス ル コ トヲ 得)					
外 国 語	二	外 国 語	二	外 国 語	二
倫 理 学 (東 洋)	二	倫 理 学 (西 洋)	二	社 会 政 策	二

第二 経済学部					
經濟政策					
二					
必修科目	第一学年	第二学年	第三学年		
	科目	科目	科目	科目	科目
	經濟原論	經濟学史	工業政策		
	經濟史	銀行論	交通政策		
	經濟地理	農業政策	社会政策		
	貨幣論	商業政策	財政学		
	統計学	政治史及外交史	東洋經濟事情		
	植民政策	財政学	保 險 学		
	簿記原理	西洋經濟事情	政治学		
	經 外 國 語 (英 又 獨)	經 濟 演 習	經 濟 演 習		
	社 会 学	經 外 國 語 (英 又 獨)	經 外 國 語 (英 又 獨)		
	憲 法	民 法 (債 權)	商 法 (海 商 形)		
	民 法 (總 則)	商 法 (總 則、 會 社、 商 行 為)			
	選 択 科 目	選 択 科 目	選 択 科 目		
	配給組織論	取引所論	信託論		
	日本經濟史	會計学	經濟団体論		
	經營学	応用簿記	國語經濟論		
	仏蘭西語經濟書	外國為替及関税	經濟統制論		
	哲 学	仏蘭西語經濟書	仏蘭西語經濟書		
	二	二	二		
	二	二	二		
	二	二	二		
	二	二	二		

選科科目ハ学年ノ始ニ於テ一科目ヲ選科シテ届出シルコトヲ要ス	随意科目 <small>(選科科目中自己ノ選科セサル科目及法学部、商学部ノ各科目ハ第十條ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得)</small>	倫理学(東洋)	二	倫理学(西洋)	二	経済時事問題研究	二
人口問題	一	行政法総論	二	行政法各論	二		二
親族法	二	相続法	二				
刑法	二	国際公法	二				

高等学校高等科教員無試験検定希望者ハ行政法(総論、各論)、親族法、相続法及刑法ヲ必ス履修スヘシ

第三 商学部

第一学年		第二学年		第三学年	
科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
簿記原理	二	会计学	二	工業会計	二
商業数学	二	銀行会計	二	会計監査	一
経営学	二	予算統制	一	経営分析	一
配給組織論	二	商品学	二	経営事務管理	一
交通論	二	外国為替及関税	二	貿易実務	二
経済原論	二	取引所論	二	保険学	二
貨幣論	二	商業政策	二	財政学	二
統計学	二	銀行論	二	演習(会計)	二
商業英語	二	演習(経営)	二	演習(商業)	二
憲法	二	演習(商業)	二	商業英語	二

親族法	社会学	倫理学(東洋)	倫理学(西洋)	随意科目	選科科目	民法(総則・物權)	商業英語	民法(債權)	商法(総則・会社・商行為)	英書講読	英書講読	經濟地理	經濟史	經濟事情	東洋經濟事情	植民政策	西洋經濟事情	工業政策	交通政策	社会政策	信託論	國際經濟論	戰時金融	經濟統制論	
二	二	二	二	(選科科目中自己ノ選科セサル科目及法学部、経済学部ノ各科目ハ第十條ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得)	選科科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年ハ一科目、第二学年ハ二科目、第三学年ハ第一類ヨリ一科目第二類ヨリ二科目ヲ選科シテ届出ルコトヲ要ス、但シ一時間單位ノ科目ハ各学年一科目ニ限ル	四	二	二	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

刑 法	二 国 際 公 法	二	
経 外 国 語 (独 又) 済 書 (ハ 仏)	二 経 外 国 語 (独 又) 済 書 (ハ 仏)	二	

高等学校高等科教員無試験検定希望者ハ行政法(総論、各論)、親族法、相統法、刑法及経済史ヲ必ス履修スヘシ

第十条 学年ノ始ニ於テ関係学部長ノ許可ヲ受ケ其ノ学部又ハ他ノ学部ニ属スル授業ヲ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第十一条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ

一 予科卒業者

二 高等科卒業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ学力アリト認メタル者

三 旧大学部卒業者及ヒ専門部卒業者但シ大正七年文部省令第三号第二条第二号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

四 同等学校ノ予科卒業者及ヒ専門学校卒業者但シ大正七年文部省令第三号第二条第三号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

第十二条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他ノ大学ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フ

第十三条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第十四条 入学期ハ学年ノ始トス但シ第十二条第二十二條第二

項又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十六条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十八条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二箇月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十九条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十八条ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十二條 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間闕席シ又ハ正当ノ理由ナク一個月以上闕席シタル者

第二十三條ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十三條 第七十五條、第七十六條ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認めタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十四條 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金壹円ヲ納ムヘシ 五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十五條 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六條 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十七條 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第二十條ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試

験ヲ受クルコトヲ得

第二十八條 或科目ニ付三箇年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス、試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ滿シル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二條ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十二條又ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

第三十條 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル授業料ヲ納付シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学費

第三十一條 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第三十二條 授業料ハ一学年昼間部ハ金百參拾円夜間部ハ金百拾円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限

リ月割分納ヲ許スコトアルヘシ

昼間部 夜間部

第一期 四月 金五十円 金四十円

第二期 九月 金五十円 金四十円

第三期 一月 金三十円 金三十円

(朱線)

分納ノ許可ヲ得タル者ハ昼間部ハ金拾貳円(三月ハ)、夜間

部ハ金拾円宛翌月分ヲ前月末日迄ニ納ムヘシ

第三十三条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十四条 在学中ハ缺席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十五条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大学院

第三十六条 入学期ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第三十七条 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ

他ノ大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘシ

第三十八条 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第三十九条 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サ

シムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコトヲ得

第四十条 学生ハ学年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ状況及ヒ成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ経テ学長ニ差出スヘシ

第四十一条 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十二条 学生ハ攻究料トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ一学年金六十六円ヲ納ムヘシ

第四十三条 学長ハ学生中学力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年以内月額金三十円以上金七十五円以内ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ

年限ヲ延長スルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得ステ他ノ業務ニ就クコトヲ得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルトキハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十二条ノ規定ヲ適用セス

第四十四条 第十五条乃至第二十三条第三十三条第一項及ヒ第三十五条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予 科

第四十五条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学

期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一予科

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	時間数	科目	時間数	科目	時間数
修身	一	一	一	一	一	一
国語、漢文	六	一〇	五	一〇	五	一〇
第一外国語(英若)	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
第二外国語(英、独)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)
歴史	五	五	五	五	五	五
地理	二	二	二	二	二	二
数学	二	一	二	二	二	二
自然科学	二	二	二	二	二	二
体育	二	二	二	二	二	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二予科

科目	第一学年		第二学年	
	科目	時間数	科目	時間数
修身	一	一	一	一
国語、漢文	六	一〇	五	一〇
第一外国語(英若)	一〇	一〇	一〇	一〇
第二外国語(英、独)	(二)	(二)	(二)	(二)
歴史	五	五	五	五
地理	二	二	二	二
数学	二	一	二	二
自然科学	二	二	二	二
体育	二	二	二	二

第二外国語ハ随意科目トス

国語、漢文	五	一〇	一〇	五
第一外国語(英若ハ独)	一〇	一〇	一〇	一〇
第二外国語(英、独、仏)	(二)	(二)	(二)	(二)
歴史	五	五	五	五
心理、論理	二	二	二	二
数学	一	二	二	二
自然科学	二	二	二	二
体育	二	二	二	二

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十七条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ但シ外国人ニシテ之

ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ第一予科ニアリテハ中学校四学年終了程度第二予科ニアリテハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

第一予科

- 一 中学校四学年終了者
- 二 高等学校尋常科修了者
- 三 高等学校高等科入学資格試験合格者
- 四 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者
- 五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者
- 六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第二予科

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

三 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 左ノ各号ノ一ニ該当シ第一予科第一学年科目ノ試験ニ合格シタル者ハ第一予科第二学年ニ入学スルコトヲ得

一 中学校卒業者

二 高等学校高等科一学年修了者

三 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

四 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 第十二条乃至第二十三条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準用ス

第三節 試験

第五十一条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムベシ五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第五十二条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十三条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコトヲ得ス

トヲ得ス

不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ

此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

トヲ要ス

第四節 学費

第五十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年第一予科ハ金百拾円第二予科ハ金百円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限

リ月割分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月 第一予科 金四十円 第二予科 金三十五円

第二期 九月 第一予科 金四十円 第二予科 金三十五円

第三期 一月 第一予科 金三十円 第二予科 金三十円

分納ノ許可ヲ得タル者ハ第一予科ハ金拾円、第二予科ハ四

月ハ金拾円其ノ他ノ月ハ金九円宛翌月分ヲ前月末日迄ニ納ムヘシ

第五十六条 第三十条及ヒ第三十三条乃至第三十五条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ適用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中學術優等品行方正ナル

之ヲ予科学生ニ適用ス

者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十八条 給費生ニハ当該学年間年額金三百円以内ノ学費ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ニシテ学費支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額金三百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ従フ

第六十二条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル証書ヲ差出スヘシ

第六十三条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十四条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六十六条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十七条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ

攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第七章 学生心得

第六十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第六十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第七十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第七十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第七十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第八章 懲 戒

第七十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者

ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第七十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間數ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セザリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル各学部第二学年並法学部第三学年ノ学生ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生、生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

中央大学専門部學則

第一章 總 則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、

商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ應用ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日 曜 日

大 祭 祝 日

大学記念日(七月八日)

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目、全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第二十七条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第七条 各学科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間左ノ如シ

第一 法学科

科目	第一学年			第二学年			第三学年		
	科目	時間数	毎週授業時間数	科目	時間数	毎週授業時間数	科目	時間数	毎週授業時間数
必修科目	修身	一	一	修身	一	一	修身	一	一
	憲法	二	二	行政法総論	二	二	行政法各論	二	二
	法学通論	二	二	物権法第一部	二	二	行政法各論	二	二
	民法総論	三	三	債権各論	三	三	手形法	二	二
	物権法第一部	二	二	相続法	二	二	海商法	二	二
	債権総論	三	三	刑法各論	二	二	民事訴訟法	二	二
	親族法	二	二	民法各論	二	二	民事訴訟法	二	二
	刑法総論 (刑事政策ヲ含ム)	三	三	会社法	二	二	刑事演習	三	三
	経済学	二	二	民事訴訟法第一編	二	二	外国語	六	六
	論理・心理	二	二	民事訴訟法第二編 乃至第五編	二	二	外国語	六	六
	哲学概論	二	二	刑事訴訟法	三	三	外国語	六	六
	外国語	六	六	刑事演習	一	一	外国語	六	六
	体操	二	二	刑事演習	一	一	外国語	六	六

夜間部ニハ体操ヲ実施セス	体	操	二
--------------	---	---	---

選択科目

法制史	二	国際公法	二	法律史、哲学 (法律史ヲ含ム)	二
社会学	二	法制史	二	国際私法 (共通法ヲ含ム)	二
		破産法 (和議法ヲ含ム)	二	財政学	二
		財	二		

随意科目

外国語(英・独)	二	外国語(仏・支・独)	二	外国語(英・独)	二
----------	---	------------	---	----------	---

選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ経済学科又ハ商学科ノ各科目ハ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

第二 経済学科

科目	第一学年			第二学年			第三学年		
	科目	時間数	毎週授業時間数	科目	時間数	毎週授業時間数	科目	時間数	毎週授業時間数
必修科目	修身	一	一	修身	一	一	修身	一	一
	経済原論	二	二	経済学史	二	二	工業政策	二	二
	経済史	二	二	経済学史	二	二	交通政策	二	二
	経済地理	二	二	農業政策	二	二	社会政策	二	二
	貨幣論	二	二	商業政策	二	二	財政学	二	二

統計学	二	外国為替及関税	二	保險(抹消)(学)(論)(加筆・朱書)	二
簿記原理	二	植民政策	二	政治学	二
憲法	二	政治史	二	取引所論	二
法学通論	二	学(抹消)(管)(管)(朱書)(加筆)(經濟)	二	配給(抹消)(組織)論	二
民法総則	二	応用簿記	二	経済統制論	二
物権法	四	行政法総論	二	會計学	二
論理・心理	二	債権法	四	行政法各論	二
哲学概論	二	商法(總則)(会社)(商行為)	四	商法(海商・手形)	二
英語	六	英語	六	英語	四
(抹消)(体)(加筆・朱書)(教)(練)操	二	(抹消)(体)(加筆・朱書)(教)(練)操	二	(抹消)(体)(加筆・朱書)(教)(練)操	二
夜間部ニハ体操ヲ実施セス					
随意科目					
親族法	二	相続法	二	社会学	二
刑法総論	三	刑法各論	二	国際公法	二
外国語(支・英・仏)	二	外国語(支・英・仏)	二	工業概論	二
				外国語(支・英・仏)	二

第三 商学科

科目	第一学年	第二学年	第三学年
必修科目	修身	修身	修身
商學(通)(抹消)(概)論	二	銀行簿記(抹消)(原價計算)及工業簿記(加筆・朱書)	會計学
商學(簿記)(抹消)(加筆・朱書)(中學出)(商業出)	二	經濟學(抹消)(管)(管)(加筆・朱書)	監査論(抹消)(原價計算及) (加筆・朱書)
經濟原論	二	商品学	貿易実務
貨幣論	二	外國為替及関税(抹消)(交通論)(加筆・朱書)	企業金融論(抹消)
統計学	二	銀行(金融)(抹消)	廣告論(抹消)
經濟地理	二	商業(算術)數(抹消)(加筆・朱書)	取引所論
商業英語(抹消)(加筆・朱書)(經濟)史	二	商業史(抹消)	財政学(經濟政策)(工業)(加筆・朱書)
工業概論(抹消)(加筆・朱書)	二	商業政策(抹消)(經濟政策)(商業)	配給(組織)論(抹消)
憲法	二	經濟事情(抹消)	保險(学)(論)(朱書)
法学通論	二		

別科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ隨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十四条 保証人ハ成年人者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二個月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十六条ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間缺席シ又ハ正當ノ事由ナク一個月以上缺席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ、五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該當スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試

験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三箇年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ滿ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金三円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年昼間部ハ金百円、夜間部ハ金七拾

七円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ当分月割分納スルモ妨ケス (朱線)

	昼間部	夜間部
第一期 四月	金三十五円	金三十円
第二期 九月	金三十五円	金三十円
第三期 一月	金三十円	金十七円

分納スル場合ハ昼間部ニ在リテハ四月ハ金拾円其ノ他ノ月ハ金九円宛夜間部ハ金七円宛翌月分ヲ前月末日迄ニ納ムヘシ

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十二条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 削除
第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス
第五節 給費生及ヒ特待生

第三十五条 学長ハ学生中学術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該学年年間額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六節 貸費生及ヒ留学生

第三十八条 学長ハ学生中学術優秀品行方正ニシテ学費支弁ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年年間額金三百円以内

ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ従フ

第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一箇年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ

疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留學生トシテ学資ヲ貸与シ

留學セシムルコトヲ得
留學生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業生ニシテ既修ノ学科ニ付尚ホ深遠ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科

目ヲ専攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法 訴訟法 国際法 政治学 経済学 財政学 商業

学

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院又ハ旧東京法学院大学ノ卒業生ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業生又ハ之ト同等以上ノ

学歴アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 削除

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之

ヲ研究科学生ニ準用ス
第五十三条 研究科ノ授業料ハ一箇年金五十五円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

第一期 四月 (金二十円)

第二期 九月 (金二十円)

第三期 一月 (金十五円)

第三十一条第三十二条及第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学ノ指定セル指導者ニ従ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコト

ヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試験トス但シ場合ニ依リ

更ニ口述試験ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ六ヶ月以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金二

十円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ卒業試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ

授与シ中央大学法律学士、中央大学経済学学士、中央大学商業

学士ノ称号ヲ認許ス

第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ着

ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯

セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴

ノ挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故ア

リテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ

遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具

シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ
証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第六十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個
月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為
スコトヲ要ス

第五章 懲 戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者
ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学
校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ
ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程
及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年
試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年
試験ニ於テ従前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受
クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次
ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ

付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

- 一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 一 本則改正ノ際現ニ存スル各学科第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル
- 一 本則改正ハ昭和十一年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五十三條ハ昭和十一年十二月十日以降入学シタル者ニ又第五十七條ハ昭和十一年四月以降卒業シタル者ニ之ヲ適用ス
- 一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル
- 一 本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

〔裏表紙〕

東京市神田区駿河台三丁目九番地ノ四

昭和十六年一月 中央大学

- (注記1) 「要記入」
- (注記2) 「抹消」
〔施行前要素再回〕
- (注記3) 「完結」
- (注記4) 「注記4」

〔記録掛／17・12・17／受領〕

(注記5)

〔一二〕(簿冊内件名番号)

(注記6)

〔文部省／昭17・6・10／東專285号〕

(注記7)

〔974〕

(注記8)

〔東京府／昭和17・5・18／收受〕

(注記9)

〔昭和 年 月 日／午学第四二五〇号／東京府經由〕

(注記10)

〔東京府／昭和17・5・10／收受〕

(注記11)

〔十字加入印〕

(注記12)

〔五字削除印〕

(注記13)

〔五字削除印〕

(注記14)

〔十一字加入印〕

(注記15)

〔十字削除印〕

(注記16)

〔十七字削除印〕

(注記17)

〔隨〕

(下札1)

④種別 わ一ノ四／聯繫 / 登録追加 / 件名 東京府經由 中

(下札2)

中央大学則中変更認可／番号
保存年限 ムキ／枚数
結了年月日 昭一七・七・三二

「以下」(下部破損)

『自大13年5月至昭22年3
月中央大学第5冊』
文部省④ 3A.9-2.109